

別紙標準様式（第7条関係）

会議録

会議の名称	平成26年度第1回 枚方市大規模小売店舗立地審議会
開催日時	平成26年8月1日（金） 14時00分から 15時00分まで
開催場所	枚方市市民会館 第4会議室
出席者	加藤会長、田中委員、福岡委員、皆川委員、吉田委員
欠席者	若井副会長
案件名	1. 副会長の選出について 2. 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議 「(仮称) ドラッグユタカ枚方西招提店」
提出された資料等の名称	<ul style="list-style-type: none">・次第・委員名簿・資料1 枚方市附属機関条例・資料2 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規定（抜粋）・資料3 枚方市情報公開条例（抜粋）・資料4 枚方市大規模小売店舗立地審議会の傍聴に関する取扱要領案・(仮称) ドラッグユタカ枚方西招提店に関する検討結果・パワーポイント資料
決定事項	1. 副会長に若井委員を選出 2. (仮称) ドラッグユタカ枚方西招提店については、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定に基づく意見はなしとする。ただし、交通及び騒音に関する事項で留意事項等を附するものとする。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公開
傍聴者の数	0人
所管部署 (事務局)	地域振興部 産業振興課

審 議 内 容

- 会長 それでは、定刻になりましたので、平成 26 年度第 1 回枚方市大規模小売店舗立地法に基づく審議会を開催いたします。
本日は委員の皆さまにおかれましては、何かとお忙しい中、また暑い中ご出席いただき、ありがとうございます。
まずはじめに、委員の出欠状況を事務局から報告いたします。
- 事務局 本日は、委員 6 名中 5 名のご出席をいただいておりますので、枚方市附属機関条例第 5 条第 2 項の規定により、本審議会が成立していることをご報告いたします。
- 会長 ありがとうございます。
さて、昨年度まで副会長をつとめていただいております松村委員が愛媛大学へ転勤されましたので、後任として、大阪市立大学の吉田先生が委員に就任されました。今後ともよろしく申し上げます。
それでは、審議会の開催にあたり、宮本地域振興部長よりご挨拶をお願いします。
- 宮本部長 (あいさつ)
- 会長 ありがとうございました。
引き続きまして、資料の確認を事務局からお願いします。
- 事務局 (資料の確認)
- 会長 次に、当審議会の公開・非公開および会議録の公表・非公表について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 会議の公開または非公開の決定につきましては、枚方市附属機関条例第 6 条第 1 項および、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規定第 3 条において附属機関の会議及び審議会は、原則、公開するとなっており、同規定第 4 条で、当該会議に諮った上で会議の公開または非公開の決定を行うこととしております。当会議は、公開とし、傍聴手続については、枚方市大規模小売店舗立地審議会の傍聴に関する取扱要領により進めるものでございます。
また、同条例第 6 条第 2 項で、会議の議事につきましては、会議録を作成しなければならないとしており、同規定の第 7 条第 3 項第 1 号では、審議の経過が分かるように発言内容を明確にして記録することとされております。

す。会議録につきましては事務局で作成のうえ、全委員にご確認いただいた後、確定させた上で公表することとしたいと思います。
以上でございます。

○会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から本審議会を公開し会議録を公表することについて説明がありました。これに関し、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議なしということですので、そのように取扱いしたいと思います。
次に本日の傍聴希望者の確認をしたいと思います。
傍聴希望者はいらっしゃいますか？

○事務局 傍聴希望者はいらっしゃいません。

○会長 そうですか。
それでは、早速ですが案件1ということで、「案件1：副会長の選出について」でございますが、先ほど申し上げましたように松村委員が転勤されて、副会長の席が空席となりました。副会長は枚方市附属機関条例第4条第2項に基づき、委員の互選によって定めることになっておりますが、副会長に立候補、またはご推薦はございませんでしょうか。

(「若井委員を副会長に推薦したいと思います」の声)

ありがとうございます。
若井委員の推薦がございましたので、若井委員を副会長としてご選任してはどうかと考えておりますがいかがいたしましょうか。

(「異議なし」の声)

異議なしということございますので、本日はご欠席ではございますが、若井委員を副会長に選任させていただきます。
それでは次第の2「大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について」事務局から説明をお願いします。

○事務局 (審議案件 (仮称) ドラッグユタカ枚方西招提店 (新設) について説明)

なお、本日欠席されております若井委員からのご意見につきましては、当該審査に係る意見や留意事項を付すものではございませんでした。
以上、ご説明させていただきました計画につきまして、本市の意見案とい

たしましては、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見はなしといたします。ただし、留意事項として文書にて2点設置者に伝えます。第1点目が、夜間及び早朝に発生する騒音については、設置者が「生活環境の保持に配慮した事項」で提示した対応策を確実に履行する等、十分に配慮すること。

2点目が、来退店経路の一部が通学路に該当しているため、来客者等に注意喚起を行う等、安全の確保に充分配慮すること。といたします。以上でございます。

○会長 ありがとうございました。
 ただいま説明がありました、審議案件について何かご質問・ご意見等がございますでしょうか。

○会長 1点だけ確認したいのですが、来店経路についての変更があったとのことでしたが、それは留意事項のところの通学路に関係があるのでしょうか？説明をお願いします。

○事務局 警察との協議において、「左折 IN 左折 OUT」の原則から当該店舗の西側交差点（養父東交差点）より西側から来た来店車輛が当該交差点を直進してしまうと「右折 IN」となってしまうことから、当初、当該交差点を右折しオレンジ色で示している斜めに入っていくルートを設定しておりましたが、庁内委員会において、殿山第二小学校の通学路にあたっているのご指摘を受け留意事項として意見をいただきました。それを設置者に伝えたところ、設置者の方で警察と再度協議を行って紫色で示しているルートで再協議を行い承諾を得ているという形になっております。

○会長 そういうことなら、通学路にあたっているということについては、現在の来退店経路に設定されていないということですね？

○事務局 現在は設定されておられません。当初、オレンジ色のところに設定して警察からもそれで承諾を得ていたのですが、庁内委員会でそのような意見をいただきまして、再度、設置者と警察と協議した結果、紫色のルートを来退店経路とするという形で協議が整っております。

○会長 そうですね。そうすると、留意事項の「来退店経路の一部が通学路に該当しているため」というのは、この文章は事実として当てはまってないということですよ？

○事務局	はい。
○会長	ただし、懸念されるのは、紫のルートはたぶん遠回りになるので、オレンジのルートの方が車利用者には利用しやすいのですかね？
○事務局	オレンジ色のルートの方は道幅が狭く、紫色のルートを利用される方が多いと思います。
○委員	右折で（店舗へ）入場されるのが多いと思います。
○事務局	その辺も大変懸念される話で、養父東交差点を直進されて店舗に入ると、これは右折になってしまうんですけども、設置者側としては左折 IN、左折 OUT を指導していく、協力していただくと言っています。警察との協議のなかでも、原則左折 IN、左折 OUT ということになっておりますが、警察としても設置者を通じ利用者に協力してもらおう。たとえば、本当に右折 IN がダメな道路であれば、道路センターライン上に可倒式のポールを設置し右折を規制する処置もできるのですが、そこまでの規制は行わない。しかし左折 IN、左折 OUT は設置者の方で指導し誘導してくれと言うようなお話になっております。
○委員	この前の道は 2 車線道路？
○事務局	はい。片側 1 車線の 2 車線道路です。
○委員	ゆとりはある？
○事務局	車道幅は 9m です。歩道はそれとは別に 4m、4m。全幅で 17m の市道です。
○委員	右折車が 1 台いてもカツカツかもしれないけど通れると。
○事務局	現状をお話ししますと、この道路沿いにはファミリーレストランやスーパー等多くの店舗が建ち並んでおりますが、それほど混むこともなく右折して入られている車も現実にはございます。車線幅は、4.5m ございますので。
○委員	続きですが、私はそのオレンジなり紫なりの道の方が（店舗前道路より）狭いのではないかなと。地図しか見ていないので分からないのですが。
○事務局	紫色に示されている道は、道の形態といたしましても委員のおっしゃられ

るように前面道路の方が広い道路でございます。ですけれども現地の西側の交差点（養父東交差点）で右折するのであれば、紫のルートがベストであると考えております。

○委員 紫のルートは住宅街になっているのですか。

○事務局 住宅街でもないんです。

○委員 そうなんです。もし、住宅が多いような場所であれば、そういうところに入り込んで車を誘導するよりは、店舗前の広い前面道路からスッと入ってもらう方が近所に住んでらっしゃる方の環境を守るという点では、むしろ良いのではないかとちょっと思ったので。現地がよく分かっていないので参考意見として。

○会長 警察としても左折 IN、左折 OUT というのは大原則なんでしょうね。そういうルートは設定しないといけないということなんです。それが大原則で、それを本当に厳格にやろうとすると、可倒式ポールを設置する。でも、実際には、そこは右折 IN する可能性もあって、必ずしも危険ではないということであれば、という感じなんでしょうね。

○委員 今回、前の道路がそれほど交通量がとくに多い訳でもありませんし、この駐車場規模では交通が錯綜する状況にないと考えられます。しかし、今回のような出入口で右折入庫が頻発し、先ほどおっしゃったような右折待ちで直進車輛が渋滞するとか、このあたりだと病院がたくさんあるので緊急車輛等が通るという観点で、そういう対策をした方が望ましいということであれば、交通管理者と協議の上、センターライン上にポールを立てるなどして右折入庫が出来ないような対策は取る必要があると思います。こういった対策は実態を見て必要性があればやっていくということで、今回の案件ですと特に周辺から苦情等が出てきた時に対応するという事になっていると思います。

○会長 原則としては紫のところで行いますということですね。なかに右折するような車両があって、それが対向車輛と渋滞を引き起こす事実が出てきた場合にはそれなりに対応するという事ですね。

○委員 たとえば、今回のようなところにもっと規模の大きいショッピングセンターなどが出来た場合は、それはやはり市の協力を得ながら当然ながら管理者の方で対策を取っていただかないといけない。交通状況も著しく悪化し

てある一定の水準を超えるということであれば事業者による対策だけでは難しく、道路もしくは交通管理者で対応していく必要がある。

○会長 市の案では来退店経路の一部が云々という文章があったのですが、これは削除ですね。そして、いま出たような中身をこの中に盛り込むかどうかということなんですが。とりあえず提案されているのは紫なので、右折について問題が生じるということは必ずしも書かなくてもいいのではないかと。あるいは留意事項としなくてもいいのではないかと思うのですがいかがでしょうか？

○委員 そうですね。事前説明を受けた際に、先ほどおっしゃったように通学路にぶつかるという意見が出ているということでしたので。

○委員 通学路というのは道ですよ？別に小学校の真ん前ということではないのではないですか？

○会長 紫に変えた時の通学路というのはどうなんですか？もちろん該当しないんですよ。

○委員 資料に通学路が示されていないので。

○会長 そのあたり、通学路がどうなっているか確認のために、もし分かれば説明していただければと思います。

○事務局 殿山第二小学校は、創立されて100年以上の学校で、今の学校の形状でいいますと外周道路のある学校ではなく、住宅の中に隠れているような学校です。周辺道路は、道幅が狭くて子供が二列に並んで歩いたりしてくれたらいいのですが。ちょうど角のところが一番狭く車輦が交互で通行できない幅になっています。通学路で言いますと学校の前の道がメインで、枝分かれしてるという形の通学路となっています。車が入ってこれる抜け道的な要素がオレンジ色のルートとなっているのが現状です。

○委員 通学路がどの道に設定されているのかということで、それによって紫に変更しても依然として通学路の一部がそこに重複しているかどうかということで確認したいのですが。

○会長 通学路に該当しているので変更したということであれば、変更しても通学

路にあたってはそもそもおかしいですから。

○委員 小学校から離れていますので、重なっているところは減っているということは言えると思いますから、そういうことで改善を図られているということでしたら理解はできますが。

○事務局 留意事項につきましては、通学路の経路を調べて、重なっていれば残し重なっていなければ、安全の確保というところを残すか残さないかということと、先ほどあった右折等のところも含め、それを全部消すかということですね？

○委員 消すかどうかは別にして、先ほど私が言ったのは小学校の周りや住宅を車が抜け道としていっぱい入って行くというのが本当によろしくないと思うんです。右折ダメと言っても右折の方が次善の策である可能性が高いのではないかと、このエリアについては思います。
先ほど吉田委員がおっしゃったように、もっと大規模な交通が集中するようなタイプの商業施設等がきたら、ちゃんと右折レーンを道に作るとか違う形での対応をすべきですが。警察の意向もあるでしょうが、ここ（養父東交差点）をどうしても右折で対応するとしたら、住宅や小学校近くを通る車輛には注意してもらいたいというような書き方もありうるのではないかなと思います。

○会長 普通はそういうことを配慮してルートを設定するわけです。ルートがどういうルートなのかということを知徹底するというのと、それを守るような呼びかけをする文章になるのだらうと思います。

○委員 養父丘東交差点を右折し迂回してもらいたくない。

○会長 それはなかなか言えないですね。

○事務局 通常の駐車場の区画幅で言いますと2.5mということになるので、店舗前面道路のセンターラインから歩車道境界まで4.5mですので、右折をするのを待つ車に影響されてブレーキを踏むことにより混むということが絶対にあると思います。

○委員 佐藤病院に入る時は、私もそうですけどみんな右折して入っています。

- 会長 これは注意事項で右折がいいよとは書けないんですよ。
- 委員 結局、退店時も一緒ですね。左折で出てもらうと紫の道を通って帰られる人がいらっしやると。
- 会長 実際には右折で入ってきた人がいたとしても、注意事項で右折で入った方がいいのではないかと書きにくい。ということなので。
- 委員 交通量の少ない時なら問題が少ないと言えますが、ここが交通量が激しくなったら当然入庫出庫の待ちが長くなって問題が発生しますので、基本はその規制どおりに左折入庫左折出庫が、基本的な考え方だと思います。問題が起きていないときはそうかもしれませんが、この先周辺の交通量が著しく増えて問題が起きるようであれば対策をとることになると思います。
- 会長 留意事項で言えば、そこまで見越してわざわざ書くかということですね。通常では完全に予測できるわけではないので、そこまでつける必要はあるのかどうかと、いう判断です。あるいは、書かなくても、そういうことをするのは当たり前のことだと思うのですが。通常はなにか具体的に問題が懸念されるような場合には、留意事項でひとこと書いておくということなので、そういうことを考えると必ずしも留意事項はいらないのではないかと思います。
- 委員 質問ですが、この計画地はもともとは何だったんでしょうか？前は何が？
- 事務局 ここは田んぼです。
- 会長 2006年以降にまちづくり三法が改正されましたが、市街化調整区域については大型店などは出店するのは望ましくないという国の方向が出されてきたように思います。
- 事務局 この地区につきましては「枚方市の都市計画法に基づく市街化調整区域における開発行為等の許可に関する条例」に該当する地区ということで、ある規模以上はダメですがそれ以下の開発は認められているという特殊な市街化調整区域になっているようです。

○会長 最近は地区計画を認めるということをやっています。地区計画を決めてそれを認めると。

○事務局 これは違います。

○会長 他に質問はありますか？

○委員 駐車場出入口の件で。
今回の駐車場規模からすると、出入口を別々に設ける必要性はそこまでないと思っています。8mずつ歩道を切って、入口出口を一つずつ別途設けるということに対して、これは事業者さんが案を描いてきたのか、それとも市の方、もしくは警察協議の中でそういう風に誘導されたのかといったところについて、見解を教えてくださいというのが1点。
店舗の西側に歩行者と自転車の通路が実質2mを切っているのですが、ここについて、歩道からの出入り等も含めてあまり歩行者と自転車をその2mの中に詰めて双方向通行で入れると言うのは、あまり望ましくないと考えられるのですが、いかがでしょうか？これも何らかの誘導等があったのか、そもそも事業者が描いてきた絵のなかにまだ配慮が十分でないのか、どういう風に判断したらよろしいでしょうか。

○事務局 2か所の歩道につきましては、警察と設置者が協議して道路管理者が許可したという経過です。現地を見てきましたがこの規模の駐車場のところは入口を一つ、出口を一つというような形状になっている場所でした。

○委員 市として歩道をそれだけ整備してある道路をどんどん無くして行って出入口を増やしたら、ほとんど歩道の意味がなくなる。というのはご理解いただけますか？
それをあえてこれ位の規模で他也設けているから出入口を2つにするという考え方は、基本的に歩道の役割を低下していくということを市が認めていくことにはなりますが、それでいいのでしょうか？
あえて2つ設置しないと、どうしても交通が処理できないということであれば、理解はできるのですけれども、それこそ先ほど言いました通学路とかのいろいろな安全性を確保しようというのであれば、出入口の数は極めて重要な問題ですので、少なくしていく方向に誘導していくというのが望ましい姿だと思うのですが。

○事務局 今のご意見を我々としましては、交通、道路管理者にはお伝えさせていただきます。

通路につきましては、ご指摘のとおり 2mの通路ということなのですが、何m以上確保しなさいという数値はないという現状です。建築基準法を調べますと屋外避難通路としては 1.5m以上ということでした。2mではいけないということもないというところなんです。

○委員 では、事業者が勝手に決めていいということですか？できるだけ自転車と歩行者のアクセス路は分けましょうということをご指導していただかないと、2mのところを双方向の歩行者が歩いているところを自転車が入ってくることになる。

○事務局 歩道という連続した何十mや何百mというところの話ではなく、ここでは場所的に 11.2mぐらいの奥行なので、いくらならいいのかという明確な数値はないものですから、先生がおっしゃっておられることもよく分かるのですが。

○委員 道路構造令を準用していただければよいのではないのでしょうか？

○事務局 一度検討してみます。

○委員 オープンしてから何か問題が起きたら困るので、できるだけ事前に配慮して、誘導できるのであればご配慮いただけたらと思います。

○委員 規制がかかっているということではないですが、市街化調整区域であるということを考えますと、店舗と道路が近すぎます。緑地が 1mぐらいありますが、もう少し欲しいなという気がします。店舗の形状を変えて、道路側を歩く人がそちらを見た際に、もともと市街化調整区域で緑がある地域であるということを再現してもらえてたら良かったなど。

○事務局 歩道幅が 4mございまして、その 4mのうち車道側の 1mにおいて、乗入れと乗入れの間はすべて低木の植樹帯が設置されております。

○委員 1mあっても壁が立ちはだかるから。

○事務局 歩道の車道側部分に 1 m。

○委員 そちら側？

○事務局 はい。そちら側に幅が 1 m、高さが 70 c m ぐらいの低木と、一定間隔に高

木の植樹帯が設置されている道路となっています。

○委員 道路側がそうなっているということですね。とうかえでの道という名前までつけて設置されるようですが。ただ、出店される方にもそういうエリアであるというところの配慮が欲しいなど。少し緑地をとって壁ですよとする設計が残念です。

○事務局 何%かは今すぐには分からないのですが、開発物件ですので敷地全体の何%かという決められた緑地は確保されておられます。委員のおっしゃったのは緑の配置ですよ。もう少し道路側の方に厚くした方がいいのではないかというお話ですね？

○会長 今のはどうですか？そういう意見があったということをお口頭で伝えていただく？

○委員 そうですね、もう設計が進んでいて直しようがないと思うので。

○会長 それでは、大変いろいろご意見を頂戴いたしまして、ありがとうございます。
本件につきましては大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による「意見はなし」。ただし、留意事項を付記するものということでよろしいでしょうか？

(異議なし)

それでは、意見はないということで、ただし留意事項として設置者に文書にて伝えるものとして、

- ・ 夜間及び早朝に発生する騒音については、設置者が「生活環境の保持に配慮した事項」で提示した対応策を確実に履行する等、十分に配慮すること。
- ・ 通学路を確認していただいて。
通学路について一部抵触する場合には、提案の来退店経路の一部が通学路に該当している為、来客者等に注意喚起を行うなど安全の確保に十分配慮すること。
該当していない場合は、留意事項から削除する。

ということとしたいと思いますが、よろしいでしょうか？

(異議なし)

はい、ありがとうございます。

それでは、これをもちまして本日の審議案件は終了したいと思います。
最後に事務局から連絡事項はありますか？

○事務局

本日は、貴重なご意見をいただき誠にありがとうございました。

なお、今後の予定ということでございますが、現時点で届出書の届出はございませんので、年内の実施は無いと思われませんが、開催の予定が決まりましたら、連絡・調整等させていただきたいと思いますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

○会長

確認で言い忘れましたが、植樹の件。

緑につきましては委員から出された意見は設置者に口頭でこういう意見がありましたとお伝えしていただきたいと思います。

それでは、これをもちまして「平成26年度第1回 枚方市大規模小売店舗立地審議会」を閉会したいと思います。

どうもお疲れ様です。